

日本ウィニコット協会会則

第 1 章 総則

第 1 条 本会は、日本ウィニコット協会（Japanese Winnicott Association）という。

第 2 条 本会は、事務局を大阪府大阪市天王寺区上本町 6 丁目 6-26 上六光陽ビル 601 たちメンタルクリニック・上本町心理臨床オフィス内におく。

第 2 章 目的と事業

第 3 条 本会は、対人援助職にかかる専門家および研究者に対して、ウィニコットを主とする精神分析的な理論と実践の啓発・普及を推進する事業を行ない、援助利用者が質の高いサービスを受けられるよう寄与することを目的とする。

第 4 条 本会は、前条の目的を達成するために、次の事業を行なう。

1. 学術研究会
2. 機関誌および学術図書の編集と刊行
3. 関連諸学会、諸機関と連携し、ウィニコットを主とする精神分析的な理論と実践の啓発・普及を推進する活動
4. その他、本会の目的を達成するために必要な事業

第 5 条 本会は、毎年 1 回大会を開催し、その期間内に通常総会を招集するとともに学術研究会を開く。

第 3 章 会員

第 6 条 本会は以下のものによって構成される。

1. 正会員：本邦大学課程またはそれに準ずる教育を受けたもので、本会の目的に賛同し、入会金 5,000 円及び会費年額 5,000 円を納入した者。
2. 団体会員：機関誌購読を希望し会費年額 10,000 円を納入した、公共性のある団体（図書館・研究機関等）もしくは精神分析に関する専門書を出版する者。

第 7 条 会員になろうとする者は所定の申込書を事務局に提出し、理事会の承認を得なければならない。正会員になろうとする者は、正会員 2 名の推薦を要する。団体会員の場合は推薦を要しない。

第 8 条 正会員は、本会が発行する機関誌の配布を受け、機関誌に投稿し、本会の開催する学術研究会に参加することができる。団体会員は本会が発行する機関誌の配布を受ける。

第 9 条 会員は、次の事情によりその資格を喪失する。

1. 退会

2. 死亡
3. 除名

第10条 会費を2年以上にわたって滞納し、事務局よりの督促に応じなかったときは、自然退会とみなす。既納の会費は、いかなる理由があってもこれを返還しない。

第4章 会長、理事、監事および顧問

第11条 本会は、会長、理事、監事、そして必要に応じ顧問、その他役職を置く。

第12条 理事は、正会員のなかから選出する。

第13条 会長は、理事の互選によって決める。会長の任期は3ヵ年とする。

第14条 監事は、本会の会計を監査し、これを通常総会に報告する。

第15条 理事は、理事会を組織し、次の事項を行なう。

1. 通常総会の開催
2. 学術研究会の開催
3. 機関誌および学術図書の編集と刊行
4. 会長の選出
5. 会員の審査
6. その他、本会の運営に必要な業務

第16条 理事会は、本会の目的を達成するために役職や事務局を設け、正会員のなかから委員および幹事を委嘱することができる。

第17条 会計監事は、総会において選出され、任期を3ヵ年とする。

第5章 会議

第18条 通常総会は、毎年1回理事会が開催する。なお、理事会が必要と認めたときは、臨時総会を開催することができる。また正会員10分の1以上の要請があったときは、臨時総会を開催しなければならない。

第19条 次の事項は通常総会に提出して、その承認を受けなければならない。

1. 事業計画および収支予算に関する事項
2. 事業報告および収支決算に関する事項

第20条 総会は正会員の10分の1以上、理事の2分の1以上が出席しなければ、会議を開き議決することができない。ただし、当該議事につき書面をもってあらかじめ意思を表示したものは、出席者とみなす。

第21条 理事会は理事の過半数の出席をもって成立する。

第22条 会議の議決は出席者の過半数をもって決し、可否同数のときは議長の決するところによる。

第23条 総会の議決事項はすべて公開を原則とする。

第 6 章 会計

第 24 条 本会の収入は、次のものとする。

1. 会費
2. 入会金
3. 事業に伴う収入
4. 寄附金品
5. その他の収入

第 25 条 本会の事業遂行に要する費用は、前条の収入によってまかなうものとする。

第 26 条 本会の収支決算は会計監事の承認を得、通常総会の議決を経なければならない。

第 27 条 本会の会計年度は、毎年 4 月 1 日に始まり、翌年 3 月 31 日に終わる。

第 7 章 寄附に関する規則

第 28 条 本会の目的に賛同し、本会に相当額の寄附を行なったものは、賛同会員として名簿に記載し、機関誌若干部を贈呈する。

第 29 条 寄附の受入れについては、運営委員の議決を必要とする。

第 30 条 本会に功績のあった人およびその遺族の寄附で理事会が適当と認めたものは、一般会計に納入せず特別基金として、特定の事業のために運用することができる。

第 8 章 会則の変更

第 31 条 本会則の変更は、理事会の審議を経て総会に提出され、総会出席者の 3 分の 2 以上の賛成を受けなければならない。